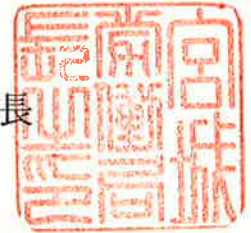




宮労発基 1027 第 2 号
平成 26 年 10 月 27 日

公益社団法人 宮城県トラック協会 会長 殿

宮 城 労 働 局 長



長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」
に向けた取組に関する要請書

貴団体におかれましては、日頃より労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜っていることに厚く感謝申し上げます。

さて、デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するため、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題です。また、人口減少が進む中で、女性をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することも重要です。

こうした中、我が国においては、長時間労働者の割合が高く、また年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減や働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊の課題です。

平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂 2014—未来への挑戦—」におきまして、「柔軟で多様な働き方」の実現のため「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれました。また、本年 6 月 27 日、「過労死等防止対策推進法 (平成 26 年法律第 100 号)」が公布され、同法において 11 月は過労死等防止啓発月間とされております。

この長時間労働問題に厚生労働省を挙げて取り組む必要があることから、本年 9 月 30 日、厚生労働大臣を本部長として「長時間労働削減推進本部」が設置されたところです。



長時間労働削減推進本部においては、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を2つの柱として取り組むこととし、具体的には、本年10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしたところです。

宮城労働局管内においても、年間総実労働時間の推移や労働時間等に関わる法定労働条件の状況に鑑みても、その推進を図ることが重要となっており、管下の労働基準監督署による過重労働の防止等のための重点的な監督指導や全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」を実施することとしております。

長時間労働の抑制や休暇取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変え、業務を見直し効率化を図り、生産性を上げて、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨をご理解いただき、傘下企業に対します周知啓発に向けたご協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。



働き過ぎ!…じゃないですか?

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか?

効率の良い仕事をする環境がありますか?

健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。

この機会に一度、みなおしてみませんか?

これは…
今日中に…

～過重労働、賃金不払残業をなくしましょう～

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

過重労働等に
関する相談は
こちら

無料 「過重労働解消
相談ダイヤル」

フリーダイヤル なくしましょう 長い 残業

0120-794-713

11月1日(土) 9:00 ~ 17:00

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

平成26年の通常国会で「過労死等防止対策推進法」が成立しました。この法律では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は横ばいで推移するとともに、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法第37条に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。

これらの問題の
解消のためには…

過重労働による健康障害を防止するために^{※1}

①時間外・休日労働時間の削減

- ◇ 時間外労働協定は、限度基準^{※2}に適合したものとする必要があります。
- ◇ 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ◇ 休日労働についても削減に努めましょう。

②労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◇ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。



賃金不払残業を解消するために^{※3}

- ① 労働時間適正把握基準^{※4}を遵守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月、厚生労働省)

※2 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

※3 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

※4 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月、厚生労働省)

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は、無料電話相談にご相談ください。

過重労働解消
相談ダイヤル

フリーダイヤル **0120-794-713**
なくしましろう 長い残業

平成26年11月1日(土) 9:00 ~ 17:00

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間 平日8:30 ~ 17:15)

労働条件相談ほっとライン^{フリーダイヤル はい! ろうどう} **0120-811-610**(月・火・木・金17:00 ~ 22:00、土・日10:00 ~ 17:00)

労働基準関係情報メール窓口(情報提供)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html